

# 議事録

第 21 回 定 例 総 会

令和 7 年 4 月 9 日

## 太田市農業委員会 21回定例総会議事録

開会日時 令和7年4月9日（水）午後2時  
閉会日時 令和7年4月9日（水）午後3時  
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 4 長島 佳男 5 太田 安弘  
(16人) 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫 9 津久井準一郎  
10 木村 克巳 11 高木 勝 12 清水 由紀江 13 中村 幸江  
15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博 18 永井 幸二

欠席委員 3 山田 清作 14 内田 達夫 19 片亀 昌子  
(3人)

出席職員 毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 高田次長補佐 川田係長代理  
(9人) 町田主任 須永主任 永井主事補 堀越主任専門員

会議に付  
した事項 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)  
議案第5号 営農型太陽光発電にかかる計画変更申請について (会長)  
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定  
による意見について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ  
いて

協議事項 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第21回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員16名、欠席の委員3名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 長 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 長 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、10番 木村克巳委員 と 11番 高木勝委員 のお二人にお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 特に訂正等はございません。

5 議事顛末

議長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあった  
ので、処分の決定を求めます。  
提出件数は5件です。  
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数5件について、朗読し詳細を説明する。

1番 米沢町の土地 田 1,947 m<sup>2</sup> 外20筆 計18,015 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 龍舞町の土地 田 3,250 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 吉沢町の土地 田 4,365 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4番 亀岡町の土地 畑 21 m<sup>2</sup> 外2筆 計116 m<sup>2</sup>、農地内に旧水路敷地が残されており、農地として譲受けたい。

5番 安養寺町の土地 畦 195 m<sup>2</sup> 外7筆 計6,822 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

1番から5番について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上 提案いたします。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委員 番号1番につきまして、沢野地区が報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地を確認、調査した結果を報告いたします。

現在も米、あるいはネギ、ナス、麦等を作付しておりますが、当該農地を取得した後もまた同じような経営形態でいきたいというふうに、また、必要な農機具等も所有しております、また、役員とパートを含めて、8

名で事業運営しているようございます。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

議長 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番及び3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 番号2番について、第2地区が報告いたします。

場所は、休泊行政センターのちょっと東南に位置しております。譲渡人は高齢でありますし、耕作ができないというので農地を譲渡したいということであります。譲受人の方は、農地を譲受け、経営規模を拡大したいということであります。この方は、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台、管理機3台を所有しており、周辺農地は問題なく、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、第2地区では許可相当となりました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

18番委員 番号3番について、18番より報告いたします。

本来ですと3番委員が説明するわけですけれども、今日は欠席のため、私が説明をいたします。

これは農地の譲渡を受けて、経営規模の拡大を図るということで、土地は毛里田の丸山地区なんですけれども、譲り受ける人は東長岡で、地区が違います。

それで1つの条件としては、農地性の確認調査書の関係について、4番委員のほうから一応作っていただいたんですけども、現地の状況については、数年前まで耕作が行われている、現状も適切に管理され

ているということで、申請地は農地であるということを一応資料として添付しております。

許可基準から見た条件的には、農地全てが効率的に利用されているかということ、農作業に當時従事すると認められるか、あるいは農地の集団性や他の周辺農地における総合的な利用に支障がなく、いずれも問題はないということで、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、地区協議会におきましては許可相当として決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号2番及び3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。

委 員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番及び3番を許可とすることに賛成の方の举手を求めます。

議長 全員賛成でありますので、番号2番及び3番を許可とすることに決  
定いたします。

議長 続いて、番号4番及び5番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番 委員 番号4番について、第4地区が報告いたします。

4番に関しましては、農地内に旧水路敷地が残されており、農地として譲り受けたいということで、市のほうから譲り受けるということでありました。

現地を確認したところ、現在でも農地として使用されておりますので、問題はないと思います。

周辺農地には影響ないということで、第4地区で協議した結果、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、問題ないことにしました。以上、再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号4番及び5番について報告があり

ましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。

5番 委員

4番の旧水路敷地を市のほうから譲渡できるというんですけれども、これは払下げ申請もなく、普通にそういう形ができるのか、払下げ申請してあるのか。また、その部分をどのように、ほかのところの水路とつながっていたのか、つながっていないのか分からぬんだけれども、その部分を譲渡してしまっても周りに影響がないのか、それがちょっと分からぬんだけれども、その辺が分かれば説明をお願いします。

事務局

お答えいたします。そちらにつきましては、1点目、払下げにつきまして、もう既に払下げのほうを申請して認められたものになります。

2点目、周りの水路について影響はないかということですけれども、こちらについては昭和50年代に三面側溝にて整備した水路について、旧付け替えをした水路について、その敷地が農地内に取り残されていいたものとなっております。ですので、ほかの方への影響はございません。以上です。

5番 委員

分かりました。結構です。

議長  
委員長  
議長

それ以外にありますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番及び5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成ですので、番号4番及び5番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は6件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 強戸町の土地 395m<sup>2</sup>、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるも

のについては、説明を省略させていただきます。

農業用倉庫用地として転用するものです。

2番 新田高尾町の土地 280 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。

なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となります  
が、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」について  
は例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 新田反町町の土地 33 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります  
が、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」について  
は例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農作業所用地として敷地拡張するものです。

4番 山之神町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

5番 山之神町の土地 300 m<sup>2</sup>、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可となります  
が、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設に供する場合」には例外規定があり、該当する場合は問題ないと  
考えます。

農業用倉庫用地として転用するものです。

6番 大原町の土地 496 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農機具置場用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番 委員

番号1番について、報告いたします。

申請人は、今回の申請地について、50年以上前に建てた農業倉庫を建

て替えるために土地を確認したところ、登記簿上では畠であることが判明しました。そのため、今回、始末書を添付して是正するものです。また、この土地については、固定資産税については宅地として課税をされています。現地を確認したところ、周辺は住宅地の中にはあり、宅地となっており、周辺農地への支障もなく問題はないので、地区協議会においては許可相当と意見決定をしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議長	ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありました が、ご意見、ご質問等ござりますか。
委員長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成ですので、番号1番を許可とすることに決定いたしま す。
議長	続いて、番号2番及び3番について、第5地区協議会の調査した意見 結果を報告願います。
15番委員	番号2番について、報告いたします。相続手続により、農地法の許可を 得ずに自宅敷地の一部を利用していたことが判明したため、是正した いということで、現在の住宅の隣にまた新しく住宅を建て替えるに当 たり、古い住宅の一部が農地にかかっていたので、それを是正したい ということで、何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどお願い いたします。以上です。
9番委員	番号3番について、報告いたします。これは農作業用地の敷地拡張に 伴うものでありますて、子どもの住宅を建てるため測量したところ、 作業所が農地にかかっていたために是正したいとのことで、始末書を 添付し、申請がありました。現地を確認したところ、周囲に支障はなく 問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 なお、これは議案第4号の農地法第5条の10番に関連したものであります。 以上です。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま、第5地区協議会より番号2番及び3番について報告があり ましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。

- 委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番及び3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)  
議 長 全員賛成ですので、番号2番及び3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号4番から6番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番 委 員 番号4番、5番について、報告いたします。  
4番の事案は、住宅の敷地の一部として利用していたので、是正するものの申請が出ております。  
5番につきましては、農機具の置場として使用していたので、これも同じ人の家の敷地内でした。現地を確認したところ問題なく、始末書も添付されており、許可相当と意見決定いたしました。  
再度のご審議、よろしくお願ひいたします。
- 12番 委 員 番号6番について、報告いたします。  
チェックリストに基づき調査した結果は、農機具置場として申請地に建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく何ら問題ありませんので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号4番から6番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ござりますか。  
委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号4番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)  
議 長 全員賛成ですので、番号4番から6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より、提案をお願いします。

- 事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番、藪塚町の土地 264 m<sup>2</sup>、車庫・物置用地として許可を得ましたが、車庫・物置の設置が必要でなくなったため、一般住宅用地として許可を承継するものです。
- 以上1件、ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 番号1番について、17番からご報告いたします。
- 当該地は、自宅に接続する農地に自己の物置、車庫等用地として農地転用を図ったもので、備考欄にありますように、昭和57年、おおむね45年前に許可を取ったものでございます。ただ、現在その必要性がなくなったために当該権利を承継し、一般住宅用地として利用計画を変更したいという案件でございます。なお、具体的な変更案につきましては、備考欄に記載してございますように、議案第4号12番と関連しますので、この件については別途ご報告いたしたいと思います。
- 当該変更案につきましては、特に支障もないで、地区協議会においては承認相当と意見決定したところでございます。
- よろしくお願ひ申し上げます。以上です。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 議員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求める。
- 提出件数は12件です。
- 事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数12件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 271 m<sup>2</sup>、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 382 m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武伊勢崎線細谷駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 龍舞町の土地 496 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 茂木町の土地 427 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 矢場町の土地 61 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅用地として転用するものです。

6番 世良田町の土地 1,480 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となります。但し、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

7番 新田木崎町の土地 309 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 新田中江田町の土地 1,464 m<sup>2</sup>、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良用地として一時転用するものです。

9番 新田村田町の土地 462 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります。但し、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域

において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 新田反町町の土地 463m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

11番 新田上田中町 1,682m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

12番 藪塚町 264m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委員

番号1番と2番につきまして、沢野地区が報告いたします。

1番、2番ともに借家に住んでおり、資金の都合がついたため、立地条件のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございます。現地を確認したところ、1番、2番ともに、一部畠等もあるんですが、住宅が建ち並んでいるような地域でございまして、周辺農地への支障もなく問題ないと判断しまして、許可相当というふうに意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 議 議 議	員 長 長 長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員) 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。
2番 委 員		続いて、番号3番から5番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
13 番 委 員		<p>番号3番について、第2地区が報告いたします。</p> <p>場所は龍舞町の●●●●●●●●●と●●の近くにあります。これは前にも審議したところの隣であります。分譲地の一画であります、それが今回の申請になっております。取得するに当たりまして、借家に住んでおって、資金の都合もついたため申請地を取得し、自己の住宅を新築したいというものです。現地を確認したところ、分譲地であります、家が建ち始めておりまして、周辺農地への支障は問題ありませんでした。</p> <p>再度ご審議のほど、よろしくお願いします。地区協議会では許可相当となりました。以上です。</p> <p>番号4、5番について、ご報告いたします。</p> <p>4番は、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得して自己の住宅を新築したいとのことです。現地を確認した結果、周りに住宅もあり、三面側溝もあり、周辺農地については問題はないと思われます。</p> <p>5番は、譲受人は14年前から借りている土地を調査したところ、農地法の許可を得ずに駐車場として利用していたことが判明したため、是正したいとのことで、始末書も添付してありますので、現地を確認したところ、何ら問題はないと思われます。</p> <p>地区協議会では許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>再度ご審議のほど、お願いいたします。</p>
委 議 議	員 長 長	ただいま、第2地区協議会より番号3番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。 なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番から5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号6番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番 委員 番号6番について、第4地区が報告いたします。

肥料販売業を営んでおり、業務拡大に当たり、薬剤散布用作業車の駐車場が不足しているため、申請地を取得したいという申請でございます。譲渡人は親ということで、周辺農地には影響なく、周りが住宅地になっておりますので、農地には影響ないと思います。

以上、審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号6番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号7番から11番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番 委員 番号7番、8番について、第5地区がご報告いたします。

7番、8番でございますが、7番は借家に住んでおり、手狭なため、生活環境がよく、通勤にも便利な申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということで、台帳は田、現況は畠となっておりまして、これは住宅に囲まれた中の一枚の畠ということで、住宅地の中に農地が残っている状態で、これも住宅にしても何ら問題ないと思われます。

8番は、田んぼを埋め立てて、ホウレンソウを栽培したいということで、その水田の南と北は埋め立ててあります、この水田を埋め立てても何ら問題ないと思われます。ただ、周囲の埋め立てた田んぼが結

構耕作放棄地になっておるので、今後の成り行きを見定めて注意していくほうがよろしいかなと感じた次第ですが、これも適当と思われます。

よろしくご審議のほど、お願ひいたします。以上です。

9番 委員

続きまして、番号9番、10番についてご報告いたします。

初めに、9番ですけれども、許可基準チェックリストにより現地確認をしたところ、申請地は交差点の角地であります。周囲は道路と住宅と譲渡人の義父の畠が一部ありますが、耕作には支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、10番は、子どもが現在アパートに住んでおりますが、手狭となつたために、親より申請地を借り受け、自己の住宅を新築したいとのことで、現地確認をしたところ、周囲は農地がありますが、耕作に支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、お願ひいたします。

なお、これにつきましては、先ほど言いました2号の10番の農地法第5条の関係で、その隣接した土地に当たります。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

10番 委員

番号11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

譲受人は、北関東、千葉県、埼玉県などで太陽光発電を設置、運用している会社です。申請地を取得し、蓄電池コンテナを4台設置するものです。現地を確認したところ、チェックリスト上も問題はないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号7番から11番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。

15番委員の8番の件なんですが、これは事務局でフォローアップをしていってほしい、こういうご趣旨ですか。

15番 委員

そのように思います。周りの埋め立てた田んぼは、かなりの部分が耕作放棄地が多いので、これと同じようになつてしまふとまた心配な部分があるので。

事務局

こちらですけれども、周りが農地改良なのか、ちょっと判然としないんですけども、周りの畠が今回高くなつておつりまして、そこからの水が入つてしまふということで、つくりとしてちょうどため池のよう

な形になってしまっているんですね。ですので、今回、かさ上げをして、ホウレンソウを作付するということで伺っております。

周囲のかさが上がっている畠については別の地権者の畠地になりますので、別途、耕作放棄地の農地パトロール等を利用して、指導、注視していきたいと思っております。

議長 15番委員さん、そういうことでよろしいですか。

15番委員 分かりました。

議長 それ以外でご意見等なければ、採決いたします。

番号7番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号7番から11番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号12番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号12番について、17番からご報告いたします。

当該案件につきましては、3号議案、1番の計画変更に関連する案件でございます。当該地周辺は全体的に既に宅地化が進んだ状況にありまして、申請案件は、隣接する宅地と一体利用する農地の転用計画であり、周辺農地への支障も特にないということで、地区協議会においては許可相当と決定したところでございます。

よろしくお願ひします。以上です。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号12番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号12番を許可とすることに決定いたします。

事務局 続いて、議案第5号 営農型太陽光発電にかかる計画変更申請が会長

宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より提案をお願いします。

事務局

提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田村田町の土地 4,010 の内 0.648 m<sup>2</sup>、 営農型太陽光発電施設用地として許可を得てエダマメを栽培していたがサニーレタスに作物変更するものです。

以上1件、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番 委員

番号1番について、第5地区から報告いたします。

備考にありますように、令和3年11月9日に許可が出た案件であります。現地を確認しましたところ、営農型太陽光発電施設用地の事業計画の変更であります。施設の下で当初栽培したエダマメが気温の関係で不作となつたため、代替作物として試験的にサニーレタスを作付したところ、よく育つたとのことで、栽培作物をレタスに変更したいとのことで現地確認をしました。マルチの中に成長しているレタスが確認できましたので、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

16番 委員

この案件とは違うんですけども、ここで1回お話しさせていただきます。営農型太陽光発電の関係について、今までの経過の中で日照の問題があまり議論されていなかつたような気がするんですけども、過日、太陽光発電の下に水稻を作るというような話がありまして、2月と3月で申請が出たと思うんですが、そのときに地元の日影になる土地の所有者との協議を調べてくれという議題があつたけれども、調べわなかつたけれども申請を受け付けた、そういうふうな経過がありま

したが、この問題について、要するに日照関係が農地に与える影響は非常に大きいと思いますので、今後、農業委員会そのものとしましても、太陽光発電の建設に係る裏というか、北側に対する日照の問題を少し重要視してもらいたいと考えますので、事務局サイドでもそのようなことが分かりましたら、その辺の調査についてもよろしくお願ひしたい、一つの要望として申し上げておきたいと思います。直接関連ではないので申し訳ないですが、以上です。よろしくお願ひします。

議長

貴重なご意見、ありがとうございます。

9番 委員

今の話で日照権というか、太陽光の当たっている時間の関係で、資料の中に光飽和点の高低順という一表があるんですけれども、エダマメの場合は25 ということで、最高がチンゲンサイの85 から、ずっと一番下に行きましたイチゴの20 ということで、初めて聞く言葉なんですけれども、光飽和点という数値があって、エダマメが25、それで今言いましたレタスも25 で同じ数値なんですけれども、やっぱり作物によって同じ光飽和点でも成長具合が違うのかなということは感じた次第であります。一応そういうことで、光飽和点という数値があるということだけご報告しておきます。以上です。

12番 委員

営農型太陽光の下の作物を最初に作るときは提出いたしますよね。そういうすると、その作物を変更したときはこの書類を提出しないといけないんですか。それとも、変えたいんだけれどもと大分以前に営農型太陽光をやっている方に言われたことがあったんですけども、多分、変えられないんじゃないのかしらと思って、私の判断でそんな意見をしたことがあるんですけども、どんなふうか、そのところをちょっと聞かせていただけるとありがたいです。

事務局

お答えします。以前と申しましても、昨年の3月までは、作物変更に当たっては農業委員会事務局へ申し出をいただいて、事務局レベルでの内部決裁を取りまして、承認、不承認という形で認めておりました。ただ、昨年の4月から国の制度変更がありまして、それではなく、こういった形で議案に諮って皆さんで審議していただくという形に変わった次第です。ですので、そういうご相談がありましたら、まずは事務局へご相談いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

12番 委員

ありがとうございます。

18番 委員

先ほど光飽和点というものがあったんだけれども、実際には事務局で、議会でも質問がありましたけれども、●●●さんが一応作物の収量予

想というのを設定したわけですよね。本来ですと、高さがあって、時期によって違うんですけれども、夏場は飽和点は高くなりますよね。だから、実際に作った場合に、飽和点というのは、何もないところと比べるとかなり光が弱くなっていますので、収量的には農業委員会で設定しているのが 480 という設定案を設置してあるんですよ。これは●●●さんが、事務局がやるのに私も協力したんですけども、実際には、その下でやる場合はそれよりも低い数字の目標値を設定しないと、8割以上というのはなかなか難しいというふうに私は考えているんですよ。だから、その辺は農業委員会の事務局のほうで、先ほど 16 番委員が言ったように、やっぱり営農型太陽光の場合、収量もある程度設定を見直す、一般的な収量と同じように取れるわけないんだから、光が少ないしね。だから、その辺があるので、これは一つの検討材料だね。それで、先ほど 12 番委員から出ましたけれども、営農型太陽光を品目設定、変更する場合は、これははある程度やっておかないと、県に報告するわけですから、品目が違ってしまったよということになると申請と違ったことになるので、その辺はしっかり確認をして、それで県に報告するというようなことがやっぱり必要なのではないかと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。先ほど 16 番委員からご指摘いただいたように、営農型太陽光、ここの飽和点というんですか、そこはどこまでの角度で太陽光を得るかというのが結構重要なポイントのようですから、事務局もその点、憂慮をしていただければと思います。  
あとなければ、採決いたします。

番号 1 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号 1 番を許可とすることに決定します。

議長 続いて、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画（案）が会長宛てに提出されたので、意見の決定を求めます。  
市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いします。

農業政策課 お世話になります。農業政策課でございます。  
農用地利用集積等促進計画（案）につきまして担当からご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

農業政策課

お世話になります。農業政策課です。よろしくお願ひします。  
お手元の資料、令和7年5月期農用地利用集積等促進計画（案）と、正誤表に基づいて説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。  
まず、正誤表で誤記がありましたので、修正させていただきます。  
お手元の案につきましては、修正したものを本日配付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。  
それでは、今年度から農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業、通称、利用権設定が改正され、こちらの計画については全て農地中間管理機構を通した貸し借りとなります。今回は農地中間管理機構を通した賃借権等の権利設定が1,037筆、利用権移転が12筆ございました。  
資料1ページから52ページまでは農地中間管理権の設定及び賃借権の設定等について記載があります。こちらについては、1,037筆のうち借り手が167名、貸し手が487名となっており、面積は合計155万8,233.05m<sup>2</sup>となっております。  
続いて、53ページご覧ください。こちらは利用権移転になっております。こちらは12筆あり、面積は、表の下にありますとおり、1万3,507m<sup>2</sup>となっております。なお、今回、提案させていただきました計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしているものと考えます。  
最後になりますが、公告日及び利用権設定日は令和7年5月20日となります。以上が提案の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

5番 委員

ちょっと確認をしたいんだけれども、ここで修正されたものは、頼んでされたんですけれども、これを修正するときに多分話をしたと思うんですけども、これは前回も言ったと思うんだけれども、小作がなしというのは絶対にあり得ない。これは中間管理がお金で払えないものは小作なしというのはおかしい。そうでしょう。物納であったって小作は発生するわけだから、ただ、中間管理が物納は扱いますよということなので、前回のときもそうなんだけれども、俺が話をしたように、そうすると、相対でも、それは小作に関してやってもらえればいいわけだから、その文書を入れてもらわないと、これだとなしになって

しまう。

だから、中間管理との契約が小作なしでやっているとおかしいのではないか。現実では動いているわけだから、やっぱり今言ったように、中間管理がやることは、物納に関してはまだ結論が出ていないからできないわけだけれども、相対ではあくまでできるわけなので、これはほかの文書を入れるなり、何か付け加えをしないと、この間もちょっと問題が出たので、申し訳ないなんだけれども、せがれさんが知らぬ間にこの契約書を持っていったと、親から判こをもらって、その契約書を見たら小作なしと入っている、それは違うだろうという意見が出たんですよ。

だから、やっぱりそういう問題が出るから、中間管理プラス、書類上の手続はそういうふうにしても、やはり相対との耕作が発生しているわけだから、明記ができないんだとすれば、小作に関しては相対との契約書を別に作ってやらないと、やはりそういう問題が発生すると思うんですよ。まだ始まった事業でしようがないなんだけれども、その辺はやっぱりちゃんとしないと、今言ったように、せがれさんが見たときに小作が入っていない、それはおかしいじゃないという意見がやっぱり出るので、基本的には中間管理は農業委員会に関係ないなんだけれども、やはりそういう形の中で話されたときにちょっと意見が出たので、これは修正するなり、検討してもらって、小作なしにしないようにしてもらわないと。だって、待矢場の水利料も払えないわけだから、やっぱり明記はしてもらったほうがいいのかなと。

農業政策課

そちらの質問に対してですが、今回の中間管理の設定に関しましては、やはり契約上は使用貸借、要は無料の貸借ということになっていますので、今回はなしとなっておるんですけども、次回の更新からは、農業公社から物納及び現金で、相対でやってもらうんですけども、そちらのほうはできるということになりました。ただ、申出書自体はまたもらわなければいけないんですけども、次回から物納及び現金での手渡しも可能となる予定となっておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

5番 委員

今の話でいくと、物納もないのに中間管理でやってくれるということですか。

農業政策課

物のやり取り自体はお互いでやってもらいます。ただ、把握自体は農業公社のほうでするということですね。

- 5番 委員 ということは、やっぱり中間管理は、物納の小作に関しては扱わないということでしょう。
- 農業政策課 書類上はきちんと物納という契約になります。
- 5番 委員 そうではなくて、要するに中間管理が扱わないということでしょう。物納に関してはあくまでも相対ということなんでしょう。
- 農業政策課 はい。ただ、書類上はきちんと物納という形になります。
- 5番 委員 だから、そうなると、今言ったように、相対でやるということになれば、相対との契約書が出てこないと、誰が配るのか分からぬ。中間管理が受けで配るのなら構わない。
- 農業政策課 そこで申出書をお互いからもらっていく形になります。
- 5番 委員 だから、ちゃんとしたものをやっぱりそうやって作ってもらわないと大変だと思います。
- 6番 委員 例えば借り手、貸し手のほうからこの契約に関していろんな意見なり、要望なりそういうものがあった場合に、農業公社はその間に入っているわけですから、どのような対応を取られるのか。公社自体は実際の農家の貸し手と借り手の間に入っているわけですから、苦情とかそういうものを含めた中で、農業公社がどのような対応をするのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。
- 農業政策課 例えば借りている土地で何か問題が発生した場合ということでおろしいんでしょうか。
- 本日、農業公社にお願いをしたんですけども、仕事があるということでお断られてしまったんですけども、恐らくですけれども、契約自体は貸し手のほうが農業公社に貸して、農業公社が借り手のほうに貸すという契約ですので、結局は多分、相対になってしまうのかなと思います。
- 6番 委員 間に入っていても相対なんですか。
- 農業政策課 間には入っていると思うんですけども、結局、農業公社も借り手の

ほうに貸しているので、多分それで逃げられちゃうのかなと思います。

5番 委員

それだと、形としての対応としては納得できないと思うんですけども、どうでしょうか。

農業政策課

農業公社に確認して、回答させていただきます。すみません。

議長

相対ということは本当はあり得ないので、おっしゃるとおりで、中間管理機構が仕事で来られないようですから、ちゃんと確認をしてもらって、次回にでもご報告させていただくということでよろしいですか。

農業政策課

はい。

18番 委員

一つだけ確認したいんですけども、前に説明会があったときに現地確認をするという話がありましたね。だから、こういう貸し借りになると現地確認をするわけでしょう。

農業政策課

いや、貸し借りではしないと思います。

18番 委員

売買ですか。

農業政策課

はい。

18番 委員

ただ、これも1,000件できるから、売買の戸数がどのくらいあるのか。

農業政策課

今のところ4件ぐらいです。

18番 委員

では、群馬県内の中ではそんなに多くはないということだね。

農業政策課

平均値が私のほうでちょっと把握できていないので。

18番 委員

だから、そういう情報もつかんでおかなくちゃ。群馬県内で何件あって、農業公社が現地確認をするわけでしょう。そのときに農業政策課も出るわけですよ。そのときに最適化推進委員も一緒に同席してくれという話だったですよね。

それで、どのぐらいの人数が出てくるか分かりませんけれども、農業公社の職員が何人いるのか私は分かりません。それが対応できるかど

うかというのもクエスチョンなわけです。だから、そこら辺が全然分からぬ。どのぐらい出てくるのか、そういう情報も定例会のときに取り上げてもらいたいんです。何件ぐらいあるのか。それで少なければいいですよ。多ければアップアップしちゃうんだよ。形で、理想でやったって現実的には厳しいですからね。言ってはなんだけれども、これはなんだか先が見えない。農業政策課の担当の人も大変だと思いますので、適当にやってもらって。

- 議長 委員長 それ以外に意見はありますか。  
なし。  
それでは、ご意見もないようですので、先ほどの件は確認等をさせていただくということで、それを前提に、本件を農用地利用集積等促進計画（案）のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)  
議長 全員賛成ですので、そのように決定し、市長に通知いたします。
- 議長 以上で審議は終了いたしましたが、次の報告第1号は、先月、農業会議に意見聴取した3月分の許可証の取扱いに係る太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。  
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取扱いをしましたので、報告いたします。  
続いて、報告第2号から第5号について事務局よりお願いします。
- 事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、14ページから15ページに記載のとおり、6件提出されております。  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、16ページから20ページに記載のとおり、23件提出されております。  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、21ページから24ページに記載のとおり、18件提出されております。  
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、25ページから27ページに記載のとおり、12件提出されております。以上となります。
- 議長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

委員長	なし。 ご質問等もないようですので、続いて、協議事項、令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について別紙のとおり公表したいので、決定を求めるます。 事務局より提案をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案書28ページの協議案件についてご説明をさせていただきたいと思います。農業委員会等に関する法律第37条において、最適化活動の目標の設定等を策定し、公表することになっております。資料につきましては、今、前で掲げてありますけれども、別紙様式1の資料に基づいて説明させていただきます。資料の説明につきましては、前年度と変更になっている場所を中心にご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、まず1ページ目になります。I農業委員会の状況について、1の農業委員会の現在の体制の農業委員数19名の中で、認定農業者数が11名ありましたけれども、昨年度、1名の変更に伴いまして10名ということで変更とさせていただいております。</p> <p>次に、2、農家・農地等の概要におきましては、認定農業者が前年382経営体に対しまして、令和6年度は360経営体ということで、26経営体が減少しております。また、基本構想水準到達者につきましては、前年が462経営体でしたけれども、今年度は427経営体ということで、35経営体の減少となっております。認定新規就農者におきましては、前年、4経営体でしたけれども、7経営体増の11経営体となっております。担い手不足の解消にはまだまだ程遠い状況であるとは考えております。</p> <p>また、下段の耕地面積につきましては、前年度より田が20haの減、2,310ha、また、畑が40haの減、3,290haと減少しております、合計で5,610haとなっております。耕地面積につきましては、直近の耕地及び作付面積統計のほうから引用しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、次ページになります。II最適化活動の目標という中で1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題につきまして、管内の農地面積ですけれども、先ほどの耕作面積5,610haに対しまして、集積面積が前年より232ha減の3,491haと減少しまして、集積率は62.2%であり、昨年の65.7%から3.5ポイントの減少となっております。</p>

課題としましては、農業従事者の減少や高齢化、担い手不足などが原因で減少しているのではないかと考えられておりますけれども、集積率を上げるために、新規就農者の獲得や規模拡大意向の農業者、法人等に対し集積を推進することが必要であると考えております。

次に、②目標につきましては、太田市基本構想に伴いまして、令和12年度で85%の集積率を目指すことと目標設定がされております。それに伴いまして、段階的な目標集積率としまして、令和7年度につきましては目標率が74%と設定されておりますので、こちらのほうで記載されております。

次に、(2)遊休農地の解消の中の①現状及び課題につきましては、現在、緑区分、黄色区分を合わせまして92haの遊休農地が市内で判明しております。前年度より約6haの増となっております。緑区分、黄色区分ともに約3ha増となっておりまして、遊休農地の増加が進行しているということが分かっております。

課題といたしましては、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる遊休農地の増加に対しまして、今後において、非農家でも管理できる方法の周知や、兼業、専業を問わず、農業従事者とのマッチング等によりまして、農地の有効活用に取り組むことを記載させていただいております。

次に、②目標、下段のアとイにつきましてですけれども、令和3年度の利用状況調査の数字を基準に解消目標としてございます。

続きまして、次のページになります。(3)新規参入の促進の中の①現状及び課題につきましては記載のとおりとなっておりまして、令和6年度の新規参入者は6経営体でございました。

課題といたしましては、新規就農の相談は増加しておりますけれども、担い手不足の解消には至っていない。より一層、県や市と連携しながら就農できる状況を推進しまして、昨年度も行った農地利用最適化推進委員などによる農地の紹介等の地域のサポートに努めていくということで記載させてございます。

次に、②目標につきましてですけれども、令和3年度から令和5年度までを記載しております、平均の10分の1が目標値となっております。

次の2、最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、前年度と同様に月6日の活動目標としております。(2)活動強化月間の設定目標につきましてですが、前年度と同様で、農地パトロールと利用意向調査を実施することとしております。

続いて、(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、窓口において新規就農希望者の相談を随時受け付けております。その内容によりまして推進委員さんへつなぐように対応していることから、その対応件数をカウントしていくこととしております。

雑駁な説明となりましたけれども、以上で説明を終わりにさせていただきたいと思います。ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

5番 委 員

いつも言っているんだけれども、この活動記録はどうしても月6日やらなくてはならないのかね。同じところに行ってぐるぐる巡る回っても現地が変わっていないのに、確かに上から言われて、それが我々の手当だと言われればそれまでなんだけれども、言い方は悪いんだけれども、無駄な経費をかけてもしようがないような気がするんです。問題が出たところは当然確認に行かなくてはならないんだろうけれども、何が何でもこんなふうにするのはどうなのかなと思って、もし改善できるのであれば、改善が必要だと思うんですね。言いたくはないんだけれども、どうなのかね。

事 務 局

6日というのも、最低の日数で決まっている日数なので、それ以下にもできないので、申し訳ないです。ただ、パトロールだけではなくて、周りの農業者の方の意見を聞いたりとか、そういう活動も入りますので、そこら辺でご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

18番 委 員

今の5番委員の意見なんですけれども、最適化推進委員というのが主力の遊休農地だとか、そういう田畠のやるものを中心にやっていくので、農業委員は法令を中心やってるので、本当は農業委員の数は、みんな回ろうが、3回ぐらいとか2回ぐらいでいいんだよ。それはそういう格差をつけていいと思うんですよ。そのために最適化推進委員というのはやっているんですよね、そういう形でね。ある県は、今度はああいう新聞を取って、知識を得るためによく見ているんですね。ある県は遊休農地が解消したので、最適化推進委員をなくしちゃった県があるよね。それで農業委員を、特にこういう案件の多いようなところについてはちょっと増やす、そういう姿勢の県もあるんだというこ

とで、なるほどなと思って。

これは余談になりましたけれども、だから、今、5番委員が言ったように、最適化推進委員も、農業委員も6回も出るって、それは我々は法令業務をやったりしているんだから、その辺の差をつけたっていいと思うんですよね。一応、私の考えはね。

議長

それでは、採決いたします。

事務局の提案のとおり、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手 全員）

議長

全員賛成ですので、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について原案のとおり決定し、公表いたします。

議長

以上で第21回定例総会を終了いたします。

閉会 令和7年4月9日（水）午後3時00分